



まちのお知らせ



子育てはうす ぱする
"KOSODATE HOUSE PASTEL"

へようこそ！



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ぱするからのお知らせです。◆◆◆

◎「ぱする」ってどんなところ？ どきどき わくわく まちたんけん

11月12日、南小学校2年生21人の児童が「どきどきわくわく まちたんけん」の授業で、ぱするの施設見学に来館しました。

施設の役割や、どんな人が利用するのか、どんな人が働いているのかなど「ぱする」についてたくさん質問をしていました。みんな熱心に説明を聞いたあと、すべり台や木のたまごプールで楽しそうに遊んでいました。

「ぱする」は、0歳から小学6年生までのお子さんと保護者等の方に利用していただけます。

木のぬくもりや香りを感じ、遊びに来てみませんか。みなさんの来館をお待ちしています。



◎1月のスケジュール（予定）

ピヨピヨ クラブ ひよこ組（0歳児クラス）…20日（火）、27日（火）
うさぎ組（1、2歳児クラス）…16日（金）、23日（金）

誕生会…26日（月）

休館日 1日（木）～4日（日）、7日（水）、13日（火）、14日（水）、21日（水）、28日（水）

※開館状況が変更になる場合がありますので、ホームページ等にて確認してください。

申込・問合せ先 子育てはうす ぱする ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

楽しい交流会（お楽しみ会）に参加してみませんか？

おおのファミリー・サポート・センター（ファミサポ）では「子育てを応援する会員同士が支え合う事業」を皆さんにもっと身边に感じてもらい利用していただけるよう、交流会を年3回ほど開催しています。

毎回たくさんの人に参加していただき、普段交流することが少ない会員さん同士、楽しいふれあいをしていただいているいます。



▲魚つり楽しいね



▲絵本で遊ぼう！



▲お店屋さん「いらっしゃい」

交流会（お楽しみ会）では、音楽コンサートやミニ運動会、廃材を使った制作、絵本の読み聞かせなど、毎回楽しい企画を行っています。

みんなで話をしながら、楽しそうに制作などされている姿がみられ、参加された皆さんからは「楽しかった、また参加したい」などの感想をいただいています。

ぜひ、お友達を誘って参加ください。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター（子育てはうす ぱする内） ☎ 34-1010



まちのお知らせ



大野町小中学校のあり方コーナー

Vol.13

町では、こども達にとって望ましく、将来に渡り持続可能な教育環境を構築するため、望ましい小中学校のあり方について令和3年度より検討を進めてきました。このコーナーでは、検討している内容や経過などについて、お知らせします。

大野町小中学校規模適正化基本方針の策定について

昨今のことどもたちを取り巻く社会構造および教育環境は、大きく、そして急速に変化しています。これからの中学校教育には「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実による「主体的・対話的で深い学び」の実現、および「社会に開かれた教育課程」などの一層高度な教育実践が求められています。本町においても児童生徒数の減少や小中学校施設の老朽化などの課題が深刻化しており、時代に即した教育の実現が困難となる懸念があります。

こうした状況を踏まえ、次代を担うことどもたちにとって将来にわたり持続可能で最適な教育環境の整備・充実を図り、教育の質の向上を目指して、皆さまからのご意見をいたしました。そして、学校のあり方外部検討委員会からの答申を踏まえて「大野町小中学校規模適正化基本方針」を策定しました。

その内容は次のとおりです。

具体的な方策

基本的な方向性

小学校1校、中学校1校に再編し、小中一貫教育を行う。

小中一貫教育（義務教育学校）の導入

学校と地域の新しい関係性づくり

安全・安心な通学方法の検討

学校施設の配置

- ・小学校からの教科担任制の導入
- ・異学年交流による相互の発達や成長
- ・各地区と学校の関係性を維持
- ・町全体がひとつとなりこどもたちを育てる新しい関係性づくり
- ・スクールバスの導入などを検討
- ・保護者との合意形成
- ・各所からの通いやすさ
- ・費用などのコスト面
- ・総合的に適地を慎重に選定

策定に際しては、皆さまからのご意見を多数いただきありがとうございました。

基本方針の策定の次には、学校施設のコンセプトを始め、**設置場所**、**通学方法**などの内容をお示しした基本計画を策定します。

これからも隨時、皆さまへ情報を提供しますので、引き続きご意見をお待ちしております。

大野町小中学校規模適正化基本方針は、ホームページにてご覧いただけます。

町のホームページは、
こちらから



コンビニ交付サービスの一時停止について

コンビニ交付サービスのシステム更新作業に伴うメンテナンスにより、コンビニエンスストア等（マルチコピー機）での証明交付サービスが次の日程で一時停止になります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

コンビニ交付サービスを停止する証明書・停止期間

停止する日時及び証明書の種類は、次のとおりです。

① ◎**停止日時**：令和7年1月29日（月）～令和8年1月3日（土）終日

◎**発行停止となる証明書**：全ての証明書

② ◎**停止日時**：令和8年1月20日（火）午後5時以降

令和8年1月24日（土）～25日（日）終日

◎**発行停止となる証明書**：戸籍全部・個人事項証明書・戸籍の附票の写し

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

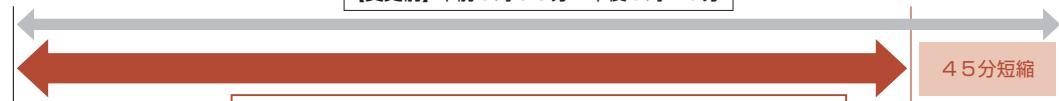
開庁時間を変更します！！

令和8年1月から次のとおり来庁受付と電話受付を変更します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

午前8時30分

【変更前】午前8時30分～午後5時15分

午後4時30分 午後5時15分



【変更後】午前8時30分～午後4時30分

※職員の勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分で変更はありません。

開庁時間が変更となる施設：庁舎、保健センター、福祉センター

電話受付について：開庁時間以外での緊急の場合は、代表番号（0585-34-1111）へ電話してください。

限られた時間にしか来庁できない人については、事前電話など予約制度で対応しますので、担当部署まで連絡してください。

※開庁時間以外での窓口における届出や証明書の交付については対応ができない場合があります。

問合せ先 総合政策課 ☎ 35-5363

大野デマンドタクシー「あいのりくん」をご利用ください

大野デマンドタクシー「あいのりくん」は、大野町内を移動する、誰でも利用できる公共交通機関で、予約のあるとき運行しています。利用には電話予約が必要です。

「あいのりくん」予約専用ダイヤル (0585) 32-4122

利用できる人

「あいのりくん」は、誰でも利用できます。大野町の住民でなくても、何歳の人でも利用できます。また、事前の登録も必要ありません。

乗降できる場所

・大野町内の指定停留所（134箇所 令和8年1月現在）

公共施設、医療施設、買い物施設などを停留所に指定しています。詳しくは、町ホームページなどで確認してください。



町ホームページ

・利用者の自宅前

役場窓口にて事前に自宅前登録すると、自宅前で乗降できます。

自宅前登録できる人

・満65歳以上の人 ・障がい者 ・妊婦
・未就学児 ・運転免許証返納者 等

運行日

月曜日から金曜日

※祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は運休

運行時間

午前7時30分から午後5時

（当日予約は午後4時30分まで）

予約受付

乗車希望日の1週間前から当日の30分前まで運行日の運行時間帯に予約を受け付けています。

運賃

1乗車300円

0歳から6歳の未就学児は無料

車両



ワンボックス車両

利用方法

予約専用ダイヤルに電話して、**氏名、希望する乗車日時、乗降場所**などの必要事項を伝えて、予約してください。

自宅前登録者は、登録番号も伝えてください。

予約した乗車日時に、指定停留所や自宅前でお待ちください。

留意事項

・他の利用者との乗り合いになることがあります。
・他の利用者の予約状況により、希望する時刻に予約が取れないことがあります。

・「あいのりくん」は、福祉タクシーではありません。そのため、乗務員による利用者の乗降補助はできません。一人で乗降することが困難な場合は、必ず、介助する人の同乗をお願いします。

問合せ先 総合政策課 ☎ 35-5363



所得税の確定申告、町・県民税申告

申告受付期間 2月16日（月）～3月16日（月）（土・日・祝日を除く）

役場内申告相談会場での申告相談を一部予約制としています。

当日の受付予定人数の半分を事前予約枠として設定します。

当日受付枠の方は、整理券を配付し、受付番号順に受付します。

※「整理券」は当日受付分を午前8時30分から配付します。

申告書受付

月 日	対象地域
2月16日(月)	稻富・古川・寺内・上秋・豊木団地・稻畠
17日(火)	牛洞・松山・瀬古・中之元・中之元団地
18日(水)	宝来・島部・公郷・うぐいす苑・八木・天神・南領家・北領家・大衣斐・小衣斐
19日(木)	定松・鹿野・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・本庄西・下座倉
20日(金)	黒野北区・黒野南区・黒野中区
24日(火)	黒野西区・黒野東区
25日(水)	六里・相羽・みどりニュータウン・相羽苑・下方・麻生
26日(木)	野・西方・桜大門
27日(金)	大野・古城北
3月 2日(月) ～16日(月) (土・日を除く)	地域指定なし

○受付時間 午前9時～午後3時40分

※対象地域は目安です。別日にも来場可。

○場所 役場 2階 大会議室

申告相談日時の事前予約について (予約枠は申告者1名につき1枠)

○予約受付日時 2月16日（月）～3月16日（月）

午前9時～正午、午後1時～3時40分

(1) 予約枠は20分単位で人数を制限して受付します。

○予約受付日時

(1) 電子申請サービス (LoGo フォーム)

2月2日（月）午前0時～3月13日（金）午後4時

(2) 役場窓口

1階 ロビー

2月2日（月）午前8時30分～正午

税務課

2月2日（月）午後1時～3月13日（金）午後4時

※予約は先着順で定員になり次第、締め切ります。

※予約希望日の前日（前日が土・日・祝日の場合は、直前の平日）午後4時までの予約が必要です。

※2月2日は役場での予約が混雑しますので、電子申請

サービス (LoGo フォーム) をご利用ください

◎予約方法 電子申請サービス (LoGo フォーム) または役場のどちらかの予約方法で予約してください。

●電子申請サービス (LoGo フォーム) での予約

(1) スマートフォンやパソコンから次のURLまたは二次元コードから予約フォームにアクセスしてください。

(2) 予約希望日時等、必要事項を入力して予約してください。

(3) 予約が完了すると予約確認メールが送信されます（当日、予約確認メールを受付にて確認しますので、提示してください）。

※ LoGo フォームでの申請

<https://logoform.jp/form/ciUr/1312237>



※「LoGo フォーム」は提供元サービスの名称です。

●2月2日（月）午前のみ 1階 ロビー

2月2日（月）午後～3月13日（金） 税務課窓口での予約

希望する日時の空き状況を確認後、職員が予約をお手伝いします。

※詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。

<https://www.town-ono.jp/0000002165.html>



町ホームページ

大垣税務署からのお知らせ

○確定申告は、マイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！

令和7年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税・消費税・贈与税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書の作成やe-Taxによる送信ができます。

なお、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費等の情報が自動入力されるため、より簡単・便利に手続きを行うことができます（給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Taxで提出された場合に連携対象となります）。

おって「国税庁LINE公式アカウント」では、受け取りたい情報を事前に受信設定することで「確定申告が必要な人」「医療費控除」「ふるさと納税」などのご自身のニーズに合った情報をタイムリーに受け取ることができますので、ぜひ、友だち追加をお願いします。



作成コーナー



国税庁 LINE 公式アカウント

◎国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

確定申告に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。

また、国税庁ホームページで解決しない場合には「国税相談専用ダイヤル」（☎ 0570-00-5901）（音声ガイダンス後「0」番を選択）へお問い合わせください。



税務職員ふたば



チャットボット

◎申告書等の提出先

大垣税務署では、令和6年7月から「内部事務のセンター化」を実施しており、申告書、申請書および添付書類等を提出する場合は、次のとおり、提出先が異なりますのでご承知おきください。

- e-Tax（データ）により提出する場合

→ 従来どおり大垣税務署へ送信願います。

- 書面により提出する場合

→ 業務センターへ郵送願います。

【郵送先】〒460-8527

名古屋市中区三の丸三丁目2番4号

名古屋第二国税総合庁舎

名古屋国税局 業務センター

また、ご自身で作成された申告書等について、市役所（又は役場）での預かりを行っておりませんので、上記、業務センター宛郵送願います。

◎令和7年分の確定申告会場を次のとおり開設します

令和7年分の確定申告会場は、2月16日（月）から3月16日（月）までの間、大垣市情報工房5階スインクホテルで開設します。

税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、相談および申告書の受付は行っておりません。

大垣市情報工房への電話によるお問合せはご遠慮ください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は、LINEアプリによるオンライン事前予約または確定申告会場での当日配付の二つの方法で配付しています（入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。）。

なお、確定申告会場では、原則として、ご自身でスマホとマイナンバーカード（※）を利用して申告手続を行っていただきますので、ご来場の際は、スマホとマイナンバーカードをお持ちの人は、これらに加えて源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類をご用意ください。

（※）マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要になりますので、パスワードの有効期限の満了日を事前に確認のうえ、ご準備をお願いします。

●署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）

●利用者証明用電子証明書（数字4桁）

（※）マイナンバーカードのパスワードのいずれかをお忘れの場合は、コンビニのキオスク端末（マルチコピー機）で初期化・再設定ができますので、事前に初期化・再設定をお願いします。

◎「税理士による無料税務相談所」

令和7年分の無料税務相談所は、2月3日（火）から2月10日（火）までの間、大垣市情報工房2階多目的研修室で開設します。

税務署の閉庁日（土・日曜）は、相談は行っておりません。

無料税務相談所は、事業所得・不動産所得または年金以外の雑所得を有する場合、令和6年分の所得金額が300万円以下の人方が対象となります。その他、給与所得者および年金受給者も対象となります。

譲渡所得（株式等譲渡所得を含む。）、配当所得、山林所得、贈与税、相続税の相談は実施しておりません。

なお、消費税および地方消費税の相談については、基準期間（令和5年分）の課税売上高が3,000万円以下の消費税課税事業者が対象となります。①売上げおよび仕入れ（経費）に係る額を10%（標準税率）と8%（軽減税率）に区分するとともに、②仕入れ（経費）に係る額をインボイス発行事業者からの仕入れ（経費）とそれ以外の者からの仕入れ（経費）に区分し、それぞれの科目ごとに集計するなど、事前に準備した上でご来場ください。

また、無料税務相談所の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、当日会場で配付し、事前予約は行っておりませんのでご注意ください。

おって、入場整理券の配付状況により、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。

問合せ先 大垣税務署 個人課税部門
☎ 0584-78-4104（ダイヤルイン）

◎申告・納付期限

・申告所得税および復興特別所得税・贈与税
3月16日（月）

・消費税および地方消費税（個人事業者）
3月31日（火）

◎振替納付日

・申告所得税および復興特別所得税
4月23日（木）

・消費税および地方消費税（個人事業者）
4月30日（木）

問合せ先

・所得税、消費税、贈与税に関するご相談
大垣税務署 ☎ 0584-78-4101

・町・県民税（住民税）に関するご相談
税務課 ☎ 35-5367



まちのお知らせ



猫の飼い方



最近、飼い猫を家の外に出すことによるトラブルが増えています。

「猫を家に閉じ込めるのはかわいそう。自由にさせた方がいい」と考える人はまだ多く、家中と外を自由に行き来させている飼い主もいます。しかし、屋外では、交通事故や、飼い主のいない猫・野生動物とのケンカや接触によるケガ、感染症のリスクが高まります。さらに、近隣の敷地内で糞尿をしたり、車の上に乗って傷を付けたり等、地域の人に迷惑をかけたり、人間からの虐待をされる可能性もあります。

上下運動ができるスペース、毎日のごはん、新鮮な飲み水、清潔なトイレがあれば、室内は猫にとって十分安心できるテリトリー（なわばり）となり、快適に暮らすことができます。

猫を家族に迎えた責任として健康と安全を守り、末永く一緒に暮らすためにも、室内飼いを推奨します。
(動物愛護管理法でも、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。とされています。)

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372

最後まで自分らしく生活するために ～気軽に相談！成年後見制度～

「認知症等により判断能力が低下した人」「障害があり親なき後が心配な人」「虐待や財産侵害をされている人」等の権利を守る制度として成年後見制度があります。

成年後見制度とは、認知症や障害等により判断能力が十分でない人が、自分らしく安心して暮らせるように本人の財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。また今後、判断能力が低下した時のためにご自身の信頼できる人にあらかじめ権利を託す任意後見制度という制度もあります。

町では、福祉課窓口に成年後見支援センターを設置しており成年後見制度に関する相談や普及啓発活動などに取り組んでいます。制度について詳しく聞きたいという人は、お気軽に相談してください。

問合せ先 大野町成年後見支援センター（福祉課内） ☎ 35-5369

帯状疱疹ワクチン定期接種期限のお知らせ

今年度の対象は次の生年月日の人で、実施期間を令和8年3月31日までとして4月に個別通知ハガキを送付済です。帯状疱疹ワクチンには2種類あり、そのうち「不活化ワクチン」は2ヵ月以上の間隔をあけるため、1回目を遅くとも令和8年1月までに接種する必要があります。接種を希望される場合は、お早めに保健センターに予診票の発行を申込みのうえ、医療機関で接種してください。

100歳以上	大正15年4月1日以前に生まれた人	95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

町内医療機関年始診療

医療機関名	1月				所在地・電話番号
	1日	2日	3日	4日	
	木	金	土	日	
ゆり形成内科整形おおの	×	×	● 9:00～15:30	×	大野 35-7722
西濃厚生病院 ※全日、休日・夜間の救急外来による体制	◎	×	×	◎	下磯 36-1100

※諸事情により変更する場合あり。

× = 休診

● = 診療時間が通常とは異なります。

◎ = 休日在宅当番医

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

国保だより



◎国民健康保険 医療費のお知らせ

医療費のお知らせ（医療費通知）は、医療費の総額等をお知らせすることにより、ご自身の健康と医療に関する認識を深めていただくほか、保険医療機関等から請求された医療費が、保険税を財源とするため適正に支出されたかを皆さんにも確認していただくことを目的としてお送りするものです（本通知を受け取ったことによる手続きはありません）。

この通知には、国民健康保険で受診された保険診療による医療費の総額（10割）のほか、受診者名、診療年月、受診した医療機関、患者負担額等を記載して、世帯主宛に送付します。

発送予定日

令和7年1月～10月分：1月5日～

令和7年11月～12月分：2月下旬～

確定申告時の医療費控除にも利用できます。

なお、医療機関等の領収書は捨てずに保管してください。

◎医療費通知やマイナポータルを利用した医療費控除の申告について

※確定申告への添付に伴う医療費通知の修正方法、医療費控除に関する問合せは、大垣税務署（☎ 0584-78-4101）へお願いします。

・患者負担額が記載されていますが、実際に医療機関等に支払った額と異なる場合（**公費負担医療や福祉医療費助成を受けている人、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある人等**）は訂正して申告してください。

※障がいやひとり親、乳幼児等を理由に福祉医療費助成を受けている期間は医療費控除の適用とはなりませんので、注意してください。

・医療費控除の対象となる診療で、本通知に記載のないものがあった場合は領収書等で確認のうえ「医療費控除の明細書」を作成してください（医療機関等からの請求が遅れた場合等、医療費通知に記載されないことがあります）。

・「医療費控除の明細書」に必要事項を記入した場合、医療費の領収書については確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

・マイナポータルと連携することにより、医療費通知情報の取得、確定申告書への自動入力することができます。医療費通知情報については、毎年2月中旬以降、前年分の情報を取得できます。

◎納付済額のお知らせ

納付済額のお知らせは、前年中の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を世帯主または納付義務者宛てに送付しています。

所得税の確定申告・町県民税申告の社会保険料控除に利用していただけます（本通知を受け取ったことによる手続きはありません）。

この通知の額は、令和7年中に町に収納された合計金額です。実際に金融機関などに納付した日との相違により合計金額が異なる場合があります。

また、年金からの天引きがある人は、公的年金源泉徴収票で額を確認し、合計して申告してください。申告の際はこの通知のほか、領収証書、口座振替の通帳などで確かめてください。

納付済額のお知らせ（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）は**1月下旬に発送予定**です。

◎マイナ保険証を利用してください！

マイナ保険証には、次の3つのメリットがあります。

- ①医療費を節約できる。
- ②よりよい医療が受けられる。
- ③手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払を免除される。



問合せ先 住民課 ☎ 35-5368